

■平成30年度ウズベキスタン行政法共同研究を実施しました

平成31年3月12日（火）から同月15日（金）までの間、法務省赤れんが棟及び名古屋大学において、ウズベキスタン行政法共同研究を実施しました。

ウズベキスタンにおいては、かつて、JICAプロジェクトによって行政手続法及び行政訴訟法の起草支援が行われていたところ、平成24年9月のプロジェクト終了後も、ウズベキスタン政府や日本の研究者の努力を重ねた結果、平成29年11月、ようやく行政手続法及び行政訴訟法の法案がウズベキスタン上院において可決されて成立しました。

これを機に、国際協力部では、行政法の起草に関与した日本側の研究者と共に行政法の適切な解釈適用についてウズベキスタン側と議論し、新法の適正な運用に向けた支援の方向性について協議する機会として、昨年度より行政法分野の共同研究を実施しています。

今回の共同研究では、司法省、最高検察庁アカデミー、行政裁判所等から行政法分野に携わる関係者6名を研究員として招へいしました。

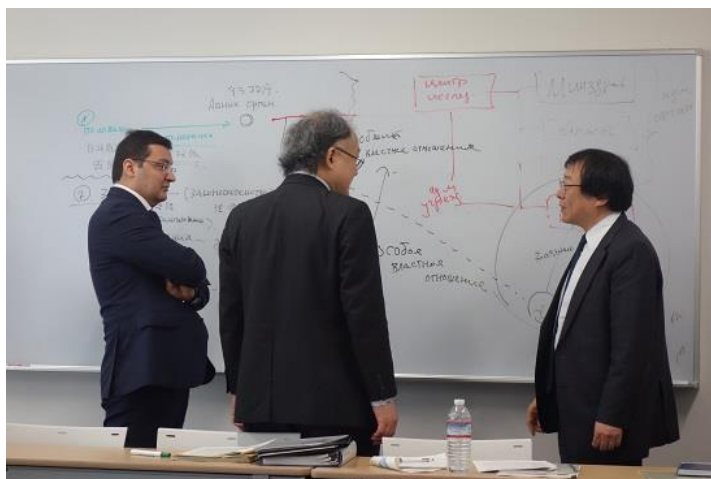


【名古屋大学市橋克哉教授による講義】



【研究員による発表風景】

法務省赤れんが棟において、名古屋大学市橋克哉教授による講義やウズベキスタンの行政裁判所裁判官による発表、議論を実施しました。



【名古屋大学での発表，議論の風景】

3月14日以降は名古屋大学において発表や議論，今後に向けた協議を実施しました。
今回来日できなかったウズベキスタンの行政法学者とインターネット中継を利用した発表，議論も実施しました。

研究員からは，今回の共同研究に関し，行政法に関する理解が深まったなど肯定的な意見を得ることができました。

本共同研究に多大なるご協力をいただいた名古屋大学市橋教授を始めとする関係機関の皆様には，心より感謝申し上げます。